

令和5年11月定例会

# 総務委員会説明資料（その2）

未来創生文化部

# 目 次

I	提出予定案件		
1	一般会計予算	-----	3
	(1) 歳入歳出予算	-----	3
	ア 総括表	-----	3
	イ 課別主要事項説明	-----	4
	スポーツ振興課	-----	4
	こどもまんなか政策課	-----	5
2	その他の議案等	-----	6
	(1) 条例案	-----	6

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳								一般財源	
				特 定 財				源					
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	寄 付 金	財産収入	繰 入 金	諸 収 入	県 債		
未来創生政策課	2,505,222	0	2,505,222	32,881					11	600	10,045		2,461,685
ダイバーシティ 推 進 課	399,540	0	399,540	44,128		16,798			1,098	102,955	33,358		201,203
男女参画・人権課	630,700	0	630,700	297,657		6,000				4,700	200	12,000	310,143
文化・未来創造課	2,200,981	0	2,200,981	338,720		5,055				272,500	3,346	1,120,000	461,360
文化資源活用課	536,236	0	536,236	19,368		592				2,000	400,522	7,000	106,754
文化の森 振 興 セ ン タ ー	995,244	0	995,244	39,506		17,602				258,000	30,999	45,000	604,137
スポーツ振興課	794,509	2,500	797,009	18,455		4,000			55		2,500		(2,500) 771,999
こどもまんなか 政 策 課	8,548,787	1,000,000	9,548,787	611,786		2,707			287	222,362	50,000	11,000	(1,000,000) 8,650,645
こども家庭支援課	3,658,378	0	3,658,378	1,288,308	16,630				10	366,994	1,100		1,985,336
計	20,269,597	1,002,500	21,272,097	2,690,809	16,630	52,754		0	1,461	1,230,111	532,070	1,195,000	(1,002,500) 15,553,262

注：( )数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

スポーツ振興課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	37,946	0	37,946	
体 育 振 興 費	756,563	2,500	759,063	① 競技スポーツ重点強化対策費 (2,500) ア 目指せ！オリンピック・夢はぐくみ事業 2,500
ス ポ ー ツ 振 興 課 合 計	794,509	2,500	797,009	

こどもまんなか政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	5,016	0	5,016	
児 童 福 祉 総 務 費	3,123,271	1,000,000	4,123,271	① 子育て支援臨時特別対策費 (1,000,000) ア(新) こども未来基金積立金 1,000,000
児 童 措 置 費	3,614,742	0	3,614,742	
児 童 福 祉 施 設 費	410,917	0	410,917	
公 衆 衛 生 総 務 費	1,392,841	0	1,392,841	
労 政 総 務 費	2,000	0	2,000	
こどもまんなか 政 策 課 合 計	8,548,787	1,000,000	9,548,787	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県こども未来基金条例（こどもまんなか政策課）

##### (ア) 条例制定の理由

本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施するこども及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金を設置する必要がある。

##### (イ) 条例制定の概要

㊦ 本県の未来を担うこどもが、等しくその権利が擁護され、自立した個人として健やかに成長することができる社会の実現を図るとともに、人口減少を克服するために、徳島県子どもはぐくみ条例その他の法令等を踏まえて実施するこども及び子育て当事者への支援に必要な事業並びに少子化対策に関する事業に要する経費に充てるため、徳島県こども未来基金（以下「基金」という。）を設置することとする。

㊧ 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとする。

㊨ 基金は、㊦の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。

㊩ 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとする。

㊪ 次に掲げる条例は、廃止することとする。

1 徳島県安心こども基金条例

2 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例

##### (ウ) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。